

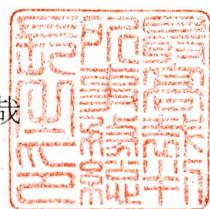
最高裁秘書第2200号

令和4年7月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉



司法行政文書不開示通知書

6月11日付け（同月13日受付、第040210号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

第75期司法修習生（A班）の集合修習に関する、入寮許可通知書のひな形

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）